

## 2 給与関係業務

人事委員会は、職員の適正な給与水準の確保と社会一般の情勢に適応した給与制度の確立を図るため、地方公務員法の関係条項に基づき、民間、国、他の地方公共団体の給与水準や給与制度について調査、分析、研究し、その結果を基に給与報告・勧告などを行うとともに、給与条例等の改正等に対する意見の提出、給与条例等で委任された事項についての規則等の制定などを行っている。

### (1) 職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告

地方公務員法第8条第1項第2号の規定に基づき、職員及び県内民間従業員の給与等の実態を調査して、その結果を分析比較するとともに、労働経済情勢に関する各種情報を収集し、また、標準生計費を算出するなど、職員の給与制度の運用及び改善に必要な調査研究を行っている。そして、同法第8条、第14条及び第26条に基づき、これらの結果と国の給与改定の動向等を県議会及び知事に対して報告し、併せて給与の改定措置に関する勧告を行っている。

平成24年度においては、10月15日に報告及び勧告を実施した。その要旨は、次のとおりである。

#### < 職員の給与等に関する報告及び勧告の要旨 >

##### 職員の給与

職員の給与等の実態を把握するため、「平成24年職員給与等実態調査」（4月1日現在）を実施（調査対象：69,814人）

##### 民間の給与

職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、「平成24年職種別民間給与実態調査」を実施し、4月分の県内民間従業員の給与等の実態を把握

（調査対象：企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所2,733事業所のうち627事業所）

注：627事業所のうち調査完了事業所は534事業所（調査実人員は37,866人）

##### 職員の給与と民間の給与との比較（公民較差）

(A) 職員の給与（行政職員）	409,654円
(B) 民間従業員の給与（事務・技術関係職種）	409,409円
較差（B）-（A）	245円
	（ 0.06% ）

注1：民間従業員の給与は、「きまって支給する給与」から時間外手当、通勤手当を除いたものであり、職員の給与もこれに相当するもの。

注2：職員の給与は、平成24年4月から、管理職手当10%の減額措置が実施されているが、公民比較は減額措置前の給与で行った。なお、減額措置後の職員の給与（行政職員）は、409,149円であり、これをもとに民間従業員の給与と比べると、民間従業員の給与が260円（0.06%）上回っている。

##### 報告の結び

#### ア 本年の給与改定

##### (ア) 月例給

- ・ 給料表の改定は見送り
- ・ 自宅に係る住居手当について、廃止に向けた取組みの一環として、手当額を引下げ

##### (イ) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）

職員の期末・勤勉手当の支給月数は、民間の特別給の支給月数と均衡がとれていることから、改定の必要なし

##### (ウ) 実施時期等

- ・ 給与改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるとき

は、その日)から実施

- ・ 公民給与を年間で均衡させるため、本県の公民較差に基づく所要の調整措置が必要

#### イ 給与制度の改正等

##### (ア) 自宅に係る住居手当の廃止

国が既に廃止していることや、他の都道府県において廃止した団体が29団体にのぼっていること、本委員会が廃止することが適当と言及してから2年が経過していること等を勘案すると、平成25年4月1日から廃止することが必要

##### (イ) 昇給・昇格制度の改正

- ・ 50歳台後半層における公民の給与差については、公務が民間を上回っており、昨年に引き続き公民の給与差の是正を図るため、昇給・昇格制度の改正が必要
- ・ 改正に当たっては、人事院の給与報告及び勧告の内容に十分留意するとともに、本県の実情を考慮して実施することが必要

#### ウ 公務運営

##### (ア) 人材の確保・育成

- a 多彩な人材の確保
- b 職員の意欲・能力を活かす人事制度

##### (イ) 勤務環境の整備

- a 総実勤務時間の短縮
- b 子育てを行う職員の支援
- c 健康管理対策の推進

##### (ウ) 公務員制度を巡る諸課題

- a 公務員の労働基本権
- b 高齢期の雇用問題

#### 勸告

ア 住居手当については、本県の公民較差を踏まえて改定すること。

イ 自宅に係る住居手当については、廃止すること。

ウ 昇給制度については、人事院の給与報告及び勧告の内容に十分留意するとともに、本県の実情を考慮して改正すること。

エ この勧告による給与改定は、給与改定を実施するための条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

ただし、イについては平成25年4月1日から、ウについては平成25年1月1日から実施すること。

なお、改定に伴う調整については、公民給与を均衡させるため、本県の公民較差に基づく所要の措置を講じること。

(2) 給与改定の概要

平成24年10月15日に行った職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告の主旨等に沿って、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等（自宅に係る住居手当の引下げ及び年間給与の調整に係る改正）が、平成24年第3回県議会定例会に11月28日提案、12月26日可決、同月28日公布された。

また、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等が、平成25年第1回県議会定例会に2月19日提案、3月25日可決、同月29日公布された。

(概要)

給与改定（平成25年1月1日施行）

ア 自宅に係る住居手当の引下げ

自宅居住者に係る住居手当の月額を引き下げた。（従前の月額6,300円 改正後の月額5,800円）

イ 年間給与の調整

平成25年1月に支給する給料の月額は、職員が受けるべき給料の月額から、平成24年4月1日又は減額改定対象職員となった日における給料等の月額に、0.12/100を乗じて得た額に、9月を乗じて得た額を減じた額とした。

自宅に係る住居手当の廃止（平成25年4月1日施行）

自宅居住者に係る住居手当について、平成25年3月31日をもって廃止した。

ただし、経過措置として、平成25年度は月額4,500円、平成26年度は月額3,000円を支給することとした。

給料月額等に関する減額措置（平成25年4月1日施行）

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間の給料月額及び給料の調整額は、給料月額及び給料の調整額から4/100（行政職給料表（1）7級相当職以上の職員は、6/100）を乗じて得た額を減じた額とした。

給 料 表	減額率の対象となる職務の級（号給）	
	減額率 4 / 100	減額率 6 / 100
行政職給料表（1）	1級～6級	7級～10級
行政職給料表（2）	1級～5級	-
公安職給料表	1級～6級	7級、8級
海事職給料表（1）	1級～6級	-
海事職給料表（2）	1級～5級	-
大学教育職給料表	1級～3級	4級
研究職給料表	1級～5級	6級
医療職給料表（1）	1級～3級	4級
医療職給料表（2）	1級～5級	6級
医療職給料表（3）	1級～6級	7級
福祉職給料表	1級～5級	6級
教育職給料表	1級～3級	4級、5級
学校栄養職給料表	1級～4級	-
学校行政職給料表	1級～6級	-
第1号任期付研究員	1号給～4号給	5号給、6号給
第2号任期付研究員	1号給～3号給	-
特定任期付職員	1号給～3号給	4号給～7号給

減額措置は地域手当にのみ反映させ、その他の諸手当の算定には反映させない。

給与構造改革に伴う経過措置額（いわゆる現給保障額）についても減額する。

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、平成24年1月1日から適用していた行政職給料表（1）6級相当職以上の給与上の措置（行（1）6級相当職の職員は0.35/100減額、行（1）7級相当職以上の職員は0.55/100減額）は凍結する。

管理職手当に関する減額措置（平成25年4月1日施行）

平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間の管理職手当の月額、管理職手当の月額から10/100を乗じて得た額を減じた額とした。

地域手当の支給割合（平成25年4月1日施行）

平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、地域手当の支給割合は、引き続き10/100とした。

(3) 条例案に対する意見の提出

平成24年度において、職員の給与に関する条例等の改正に当たり、地方公務員法第5条第2項の規定による県議会からの求めに応じて、同法第8条第1項第3号の規定により、次のとおり意見を提出した。

< 条例案に対する意見の提出状況 >

意見提出 年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
24.11.28	神奈川県立の高等職業技術校等に関する条例の一部を改正する条例のうち、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に関する部分（定県第112号議案）	この条例案のうち職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に関する部分は、平塚高等職業技術校等を廃止等するため、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
24.12.18	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（定県第159号議案） 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（定県第160号議案）	これらの条例案は、本委員会が平成24年10月15日に行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案し、自宅に係る住居手当等について、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。
25. 2.20	知事等の給与の特例に関する条例のうち教育長に関する部分（定県第25号議案）  知事等の期末手当及び職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例のうち一般職の職員に関する部分（定県第27号議案）  職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（定県第33号議案）	この条例案のうち教育長に関する部分は、教育長の給料の月額について、知事等に準じ、特例措置を講じようとする内容となっています。 今回の措置は、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。  この条例案のうち一般職の職員に関する部分は、教育長の期末手当及び職員の管理職手当について、特例措置を廃止しようとするもので、異議ありません。  この条例案は、職員の給料等について減額措置を講じるとともに、本委員会が平成24年10月15日に行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案して自宅に係る住居手当を廃止すること等に伴い、所要の改正を行おうとする内容となっています。 給料等に関する減額措置については、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。 昇給制度の改正については、この条例案に規定されておらず、本委員会の勧告と異なっておりますが、国における昇給制度の改正に係る人事院勧告の扱いが流動的であったことや、一般職の職員の給与に関する法律が改正されていないこと等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。 この条例案のその他の内容については異議ありません。

<p>学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第35号議案）</p>	<p>この条例案は、学校職員の給料等について減額措置を講じるとともに、本委員会が平成24年10月15日に行った職員の給与等に関する報告及び勧告等を勘案して自宅に係る住居手当を廃止すること等に伴い、所要の改正を行おうとする内容となっています。</p> <p>給料等に関する減額措置については、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p> <p>昇給制度の改正については、この条例案に規定されておらず、本委員会の勧告と異なっておりますが、国における昇給制度の改正に係る人事院勧告の扱いが流動的であったことや、一般職の職員の給与に関する法律が改正されていないこと等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p> <p>この条例案のその他の内容については異議ありません。</p>
<p>任期付研究員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例（定県第36号議案）</p>	<p>この条例案は、任期付研究員及び任期付職員の給料等について減額措置を講じるため、所要の改正を行おうとする内容となっています。</p> <p>今回の措置は、本県の極めて厳しい財政状況に対応するためのものであること等、諸般の事情を考慮するとやむを得ないものと認められます。</p>
<p>知事等の給与等の特例に関する条例を廃止する条例のうち教育長に関する部分（定県第179号議案）</p>	<p>この条例案のうち教育長に関する部分は、教育長の給料の月額について、特例措置を廃止しようとするもので、異議ありません。</p>
<p>職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（定県第180号議案）</p>	<p>この条例案は、国家公務員の例に準じ、職員の退職手当について、所要の改正を行おうとするもので、異議ありません。</p>

(4) 人事委員会規則及び運用通知の制定改廃

地方公務員法第8条第5項に基づき、平成24年度中に公布された給与関係の規則は19件で、その内訳は、制定2件、一部改正16件、廃止1件である。

給与関連の条例、規則の施行に当たり、その適切な運用を図り、細目的な解釈及び取扱いを規定するために条例、規則の運用について通知したものは12件である。

これらの規則及び運用通知の概要は、次のとおりである。

< 規 則 関 係 >

公布年月日	番号	適用年月日	規則の制定又は改廃の概要
24. 6. 5	12	24. 6. 5	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 災害応急作業等手当のうち、東日本大震災に関連する業務について、警戒区域及び避難指示区域の見直し等に伴い、所要の改正を行った。
24. 7. 27	14	24. 7. 27	職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 災害対策基本法に規定する「災害対策本部」が、地方公共団体の役割の見直しにより「都道府県災害対策本部」に改正されたことに伴い、規定を整備した。
24.12.28	16	25. 1. 1	職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則
24.12.28	17	25. 1. 1	学校職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則 自宅居住者に係る住居手当の月額の引下げに伴い、平成25年1月に支給する給料の月額の特例措置について、規定を整備した。 ア 給料等の月額の算定の基準となる日について、特例を設けた。 平成24年4月1日に、減額改定対象職員であった者で、同年4月2日から同年12月31日までの間に人事交流等の期間がある者については、同年4月1日の給料等の月額を基礎として、平成25年1月に支給する給料の月額から減じる額を算定することとした。 人事交流等により平成24年4月2日以降に減額改定対象職員となった日が2以上あるときは、その最も早い日の給料等の月額を基礎として、平成25年1月に支給する給料の月額から減じる額を算定することとした。 イ 平成24年4月から12月までの間で、次に掲げる期間のある月がある場合は、その月は調整対象月数(9月)から差し引くこととした。 職員として在職しなかった期間 自己啓発等休業期間、休職期間(給料が全額支給された期間を除く)、専従休職期間、育児休業期間、育児短時間勤務等期間、自己啓発休職期間、派遣期間(給料が全額支給された期間を除く)、大学院修学休業期間(学校のみ) 欠勤(介護欠勤等のみ)、介護休暇、部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業のため、給与を減額された期間 停職期間又は欠勤(介護欠勤等を除く)期間があるため給料を減額された期間のある月(その月に支給された給料の月額が、平成24年4月1日の給料等の月額に0.12/100を乗じて得た額に満たない場合のみ) 減額改定対象職員以外の職員であった期間 ウ 次の期間があることにより、平成25年1月の給料の月額の全額が支給されない職員は、特例措置の対象としないこととした。 イ の期間 職員として在職しない期間

24.12.28	18	24.12.28	<p>職員の平成24年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則及び学校職員の平成24年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則を廃止する規則 平成24年1月における減額改定の調整措置に係る次の規則について、廃止した。</p> <p>ア 職員の平成24年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則(平成23年神奈川県人事委員会規則第20号)</p> <p>イ 学校職員の平成24年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則(平成23年神奈川県人事委員会規則第21号)</p>
25.3.29	2	25.4.1	<p>臨時的任用職員の給与に関する規則の一部を改正する規則</p>
25.3.29	4	25.4.1	<p>臨時的任用学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 臨時的任用職員については給与減額措置(平成25年4月1日から平成27年3月31日)の対象から除外するよう、規定を整備した。</p>
25.3.29	3	25.4.1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 本庁機関の見直しにより、適用所属が変更になることに伴い、規定を整備した。 イ 警察業務手当の支給対象業務に、暴力団等に係る事件関係者その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者に対して行われる警戒の業務を加えるよう、規定を整備した。</p>
25.3.29	6	25.4.1	<p>職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
25.3.29	7	25.4.1	<p>学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰又は自己啓発退職から復職したことに伴い新幹線等による通勤となった職員について、特別料金の通勤手当の支給対象に加えるよう、規定を整備した。</p>
25.3.29	8	25.4.1	<p>職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p>
25.3.29	12	25.4.1	<p>学校職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 ア 本庁機関の見直しにより、職が変更になることに伴い、規定を整備した。 イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの給与減額措置期間中は、平成24年1月1日から適用している給与上の措置(行(1)6級相当職の職員は0.35/100、行(1)7級相当職以上の職員は、0.55/100を乗じて得た額を減額)を適用しない旨を規定した。</p>
25.3.29	9	25.4.1	<p>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則 本庁機関の見直しにより、行政職給料表(1)級別職務分類基準表を改正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7級 企画調整担当課長、管理担当課長、副室長及び室長代理の職務を追加</li> <li>・ 9級 本庁の総務部長等の職務</li> </ul> <p>職務の複雑、困難及び責任の度が高い本庁の室長の職務 } を削除</p>



25. 3.29	10	25. 4. 1	職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則
25. 3.29	11	25. 4. 1	<p>学校職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>ア 自宅に係る住居手当が平成25年3月31日をもって廃止されることに伴い、職員の所有に係る住宅に準ずる住宅や世帯主に係る規定を削除するなど、所要の改正を行った。</p> <p>イ 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、アに係る経過措置を設けることに伴い、経過措置期間中は、改正前の自宅に係る住居手当の認定基準等の規定について、なおその効力を有する旨を規定した。</p> <p>ウ 単身赴任手当の対象の追加に伴い、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰又は自己啓発退職から復職したことに伴い単身赴任となった職員についても、配偶者等が居住する住宅について手当額の1/2に相当する額を支給するという特例の対象に加えるよう、規定を整備した。</p>
25. 3.29	13	25. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則
25. 3.29	14	25. 4. 1	<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰又は自己啓発退職から復職し、復帰等の際に単身赴任となった職員を支給対象者に加えるよう、規定を整備した。</p>
25. 3.29	15	25. 4. 1	職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則
25. 3.29	16	25. 4. 1	<p>学校職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>給与構造改革に伴う経過措置額を受けている権衡職員の経過措置額の算定にあたっては、給与減額措置（平成25年4月1日から平成27年3月31日）の適用を受ける前の額を基礎とするよう、規定を整備した。</p>

< 運用通知関係 >

通知年月日	番号	適用年月日	運用通知の制定又は改廃の概要
24. 6. 5	90	24. 6. 5	<p>東日本大震災に対処するための職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>災害応急作業等手当のうち、東日本大震災に関連する業務に係る規則の改正に伴い、規定を整備した。</p> <p>災害応急作業等手当の特例の支給対象とされている、原子力災害 対策本部長の指示があるまでの間における、当該本部長指示により 警戒区域、計画的避難区域及び屋内退避指示区域に設定することとされた区域と同一の区域において行う業務について、規定を削除した。</p> <p>災害応急作業等手当の特例の支給対象となる区域に海域及び上空を含むとする規定を削除した。</p> <p>警戒区域において行う業務のうち、福島第一原発の半径3kmの円内の区域において屋外で行う業務について、手当額を2倍に増額する規定を削除した。</p>
24.12.28	344	25. 1. 1	<p>職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則の運用について</p>
24.12.28	345	25. 1. 1	<p>学校職員の平成25年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則の運用について</p> <p>平成25年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則の制定に伴い、規定を整備した。併せて、職員の平成24年1月に支給する給料の月額の特例に関する規則の運用等について廃止した。</p> <p>ア 欠勤により給与を減額される期間がある場合の、調整対象月数の算定及び年間調整の対象職員に係る規定</p> <p>平成24年4月から12月までの間に、欠勤により給与を減額された期間がある者の調整対象月数について、介護欠勤等の期間があることにより給与を減額された期間のある月については、調整の対象とはしないこととした。</p> <p>欠勤により平成25年1月の給料の月額的全額が支給されない職員のうち、介護欠勤等の期間があることにより給与を減額される者については、年間調整の対象としないこととした。</p> <p>イ 職員として在職しない期間がある場合の、年間調整の対象職員に係る規定</p> <p>職員として在職しない期間があることにより平成25年1月の給料の月額的全額が支給されない職員のうち、同月に、懲戒免職等処分を受けて退職をした者等となった場合又は人事交流等により引き続き学校職員等の他の条例の適用を受ける職員となった場合には、年間調整の対象とすることとした。</p>
25. 3. 29	432	25. 4. 1	<p>職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正</p>
25. 3. 29	433	25. 4. 1	<p>学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>職業能力開発促進法施行規則の改正に伴い、「学歴免許等資格区分表」において職業能力開発総合大学校の特定専門課程の卒業を、短大2卒の学歴免許等の資格に相当するものとして評価するため、規定を整備した。</p>

25. 3.29	434	25. 4. 1	職員の住居手当の運用についての一部改正
25. 3.29	435	25. 4. 1	<p>学校職員の住居手当の運用についての一部改正</p> <p>ア 自宅に係る住居手当が平成25年3月31日をもって廃止されることに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>イ 住居手当に関する規則の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰又は自己啓発退職から復職したことに伴い単身赴任となった職員について、配偶者等が居住する住宅について手当額の1/2に相当する額を支給するという特例の対象に加えるよう、規定を整備した。</p>
25. 3.29	436	25. 4. 1	職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正
25. 3.29	437	25. 4. 1	<p>学校職員の通勤手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>通勤手当に関する規則の改正に伴い、人事交流等期間中、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣中又は自己啓発退職期間中に新幹線等による通勤の要件に該当することになった職員で、交流等採用後、派遣から職務への復帰後又は退職からの復職後も引き続き新幹線等による通勤となった職員について、特別料金の通勤手当の支給対象に加えるよう、規定を整備した。</p>
25. 3.29	438	25. 4. 1	職員の単身赴任手当に関する規則の運用についての一部改正
25. 3.29	439	25. 4. 1	<p>学校職員の単身赴任手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>ア 条例第9条の6第1項に規定する支給対象者を明確化するため、規定を整備した。また、当該規定の追加に伴い、運用通知名を改正した。</p> <p>イ 自宅に係る住居手当が平成25年3月31日をもって廃止されることに伴い、所要の改正を行った。</p> <p>ウ 支給要件に係る「子」の範囲を拡大するため、規定を整備した。</p> <p>エ 支給要件である「通勤困難」の基準について、通勤距離が60km未満の場合で、通勤方法、通勤時間等から通勤距離60km以上の場合に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合を明確化するため、規定を整備した。</p> <p>オ 単身赴任手当に関する規則の改正に伴い、外国の地方公共団体の機関等若しくは公益的法人等への派遣から職務に復帰又は自己啓発退職から復職し、復帰等の際に単身赴任となった職員を支給対象に加えるよう規定を整備した。</p> <p>カ 支給要件である、配偶者等が一時帯同赴任した後に別居となった場合の「特別の事情」を明確化する観点から、規定を整備した。</p>
25. 3.29	440	25. 4. 1	<p>職員の特殊勤務手当に関する規則の運用についての一部改正</p> <p>ア 出先機関の再編整備に伴い、規定を整備した。</p> <p>イ 警察業務手当の支給対象業務に、暴力団等に係る事件関係者その他暴力団等から危害を受けるおそれのある者に対して行われる警戒の業務を加えたことに伴い、支給対象を明確化するため、規定を整備した。</p>

(5) 基準承認及び個別承認

人事委員会規則に基づき、人事委員会の承認、指定又は別に定めることとされている事項の運用については、一括した基準として承認する方法と個々に承認等をする方法とによって行っている。

平成24年度における基準承認及び個別承認の件数は、次のとおりである。

基準承認（一部改正及び指定を含む。）

- ア 初任給規則等関係 1件
- イ 手当関係 6件

個別承認

ア 給与承認

（職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則又は学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則に基づく承認）

	知 事		警 察		教 委		そ の 他		合 計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
初任給10～18条関係	17	36	15	44	5	123	0	0	37	203
昇格等19～23条関係	1	324	10	227	5	130	4	12	20	693
表異動24～27条関係	5	56	2	3	0	0	0	0	7	59
その他37～46条関係	3	21	0	0	3	3	0	0	6	24
合 計	26	437	27	274	13	256	4	12	70	979

（職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則又は学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則に基づく承認）

- 2件 6人

イ 在勤基本手当等の号の承認

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則第5条第4項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する規則第5条第4項）

- 1件 2人